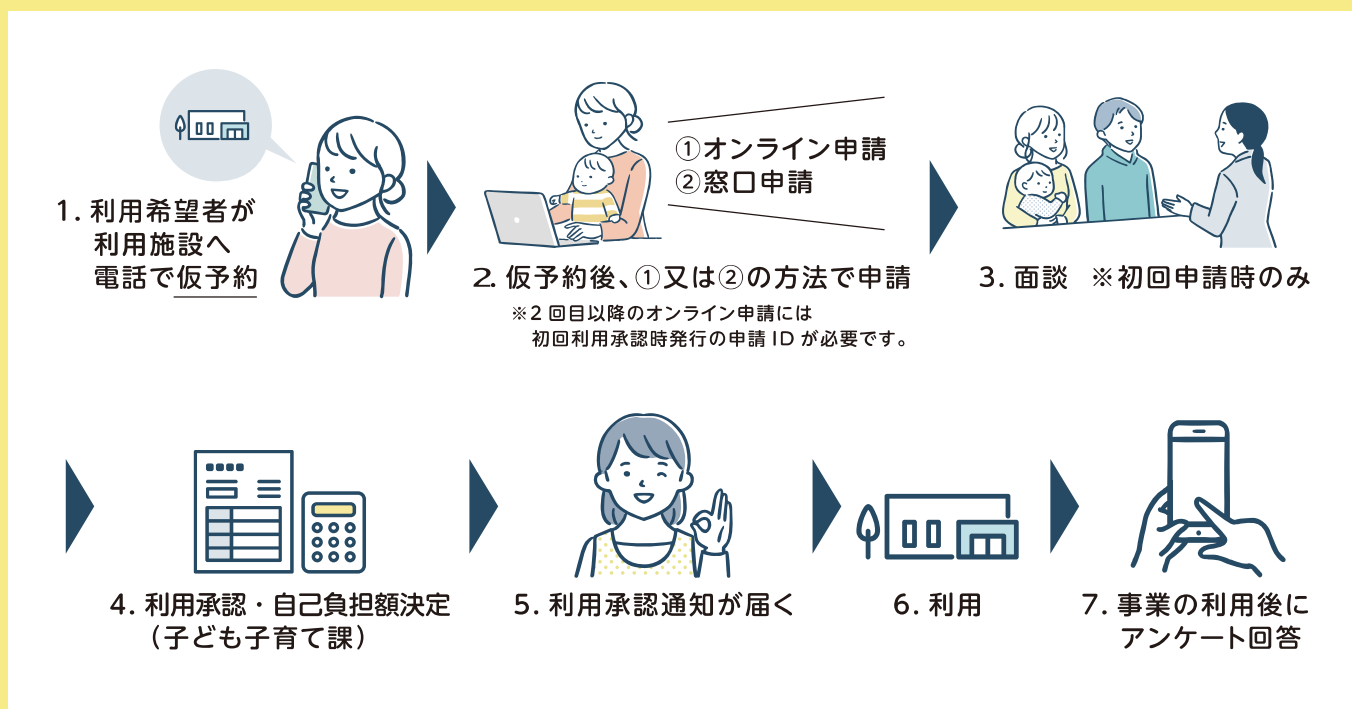


## 利用方法 産後ケア事業を利用するためには、利用前に必ず申請をしてください。

原則、利用の7日前までにご申請ください。お急ぎの場合は、子ども子育て課へお問合せください。



※ 出産後、赤ちゃんとお母さんが退院した日からの利用は可能ですが、出産後の事前申請が必要です。

※ 利用承認にお時間をいただきますので、年末年始を挟むご利用の場合は、お早めにご申請ください。



利用方法の詳細は、こちらの二次元コードから臼杵市ホームページをご確認ください。



オンライン申請をご希望の方は、こちらの二次元コードから申請できます。

## 日程の変更・キャンセルについて

- ・ 利用日当日のキャンセルは、利用の2時間前までには利用施設と子ども子育て課へご連絡ください。  
(土日祝日の場合、子ども子育て課は直近開庁日にご連絡ください。)
- ・ 利用日時の変更は、直接利用施設にご相談ください。
- ・ 利用決定後の日程の追加・延長、利用施設の変更については、速やかに電話もしくは窓口にて届出ください。

## その他注意事項

- ・ 宿泊型、デイサービス型の場合、赤ちゃんのお世話やお母さんが病院で必要なものをお持ちいただきます。臼杵市ホームページの利用可能施設一覧でご確認いただくか、仮予約時に利用施設にご確認ください。
- ・ 訪問型の場合、利用日の前日中に助産師より利用確認の電話連絡をいたします。  
**利用日の前日中から利用の2時間前までにご連絡がとれない場合、キャンセルとみなしますのでご注意ください。**
- ・ 産後ケアは、赤ちゃんやお母さんの健診日、または予防接種の当日及び翌日は利用できません。また、医療的介入が必要な方も利用できません。
- ・ きょうだい児の託児等は行っておりませんが、産後ケア利用時にきょうだい児の預け先がない場合には、子ども子育て課までご相談ください。